



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表

平成27年4月28日

報道関係者 各位

朝方勤務の推進など「夏の生活スタイル変革」に向けた取組を要請

～北海道労働局長等から労使団体へ要請します～

厚生労働省北海道労働局（局長 はけた 羽田 まもる 守）では、本年2月に局長を本部長とする「北海道労働局働き方改革推進本部」を立ち上げ、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を始め、北海道内の企業の自主的な働き方の見直しを推進しているところです。

こうした中、政府として、まずは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの方針が3月下旬に示されました。

このため、これまでの北海道内での取組をより一層強化し、道内の企業において、夏の時期における朝方勤務やフレックスタイム制を活用するなど、企業の実情に応じた取組を行っていただくよう、局長等から、北海道経済連合会や連合北海道等の道内の主要な労使団体に対して、本日から要請を行っています。

【添付資料1】厚生労働省北海道労働局長からの要請文

【添付資料2】厚生労働大臣から日本経済団体連合会会長への要請（平成27年4月20日付け記者発表資料）

平成27年 月 日

別紙の団体の長 あて

「夏の生活スタイル変革」に関する要請書

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっております。

しかしながら、北海道においては、全国に比べても労働時間が長めであり、道民の皆様が豊かさを実感できていない現状にあります。こうした現状を打破するために、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

厚生労働省北海道労働局においては、私を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、本年2月に開催した本部会合において、別添1のとおり「北海道働き方改革の促進のための取組方針」（以下「取組方針」といいます。）を定め、長時間労働の削減や休暇の取得促進などの「働き方改革」の取組を進めているところです。経済界、企業の皆様にも、この取組に対して御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

こうした中、政府としては、まずは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの方針が示されました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させるものです。

つきましては、道内の各企業においても、夏の期間において、働く人が

朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革するために、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、取組方針の「2 情報の発信及び収集」における推進本部の取組としましては、当局のホームページに専用のサイトを設置したところです（別添2参照）。貴団体におかれましても、貴団体の取組状況をホームページ等に掲載していただくなどの情報発信を含めた周知啓発に御協力賜りますよう併せてお願い申し上げます。

厚生労働省北海道労働局長 羽毛田 守

北海道働き方改革の促進のための取組方針

平成 27 年 2 月 5 日
厚生労働省北海道労働局働き方改革推進本部

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題である。また、人口減少が進む中で、女性を始めとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要である。

こうした中、北海道においては、労働者一人平均の総実労働時間は平成 21 年以降、1,800 時間を切るまで減少してきているものの、いわゆる正社員等一般労働者の総実労働時間は依然として 2,000 時間台で推移しており、また、年次有給休暇の取得率をみても、44.4%と全国平均の 48.8%よりも低い水準にとどまっている。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した『日本再興戦略』改訂 2014 - 未来への挑戦 - においても、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題である。

また、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした(中略)魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、これを具体化する上で、長時間労働の抑制等を始めとする働き方改革についても、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」にも資するものとして取り組む必要がある。

そのような中、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などに向けて、企業において長時間労働を始めとする拘束度の高い働き方を見直すことが求められている現状において、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、平成 27 年 1 月 27 日に北海道労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置したところであり、道内における働き方改革を促進するための取組方針を、次のとおり定めることとする。

1 企業トップ及び関係団体への働きかけ

(1) 地域における波及効果が高いと見込まれる企業への働きかけ

管内に本社機能を有する主要な企業に本部長等が訪問し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むよう働きかける。

また、各企業における取組内容について厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」(以下「ポータルサイト」という。)や労働局等のホーム

ページを活用して情報を発信するよう働きかける。

(2) 道内の主要な関係団体への働きかけ

道内の主要な関係団体の幹部を本部長等が訪問し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などの働き方・休み方の見直しに向けた、団体自らの取組、傘下企業等への周知広報、ポータルサイトの周知等に対する協力の要請を行う。

2 情報の発信及び収集

- (1) 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に積極的に取り組む等、働き方改革を実現しており、他の模範となるような道内の先進的な企業の取組事例を収集し、ポータルサイトや労働局等のホームページを介し情報発信する。
- (2) 地域全体の気運の醸成につなげるべく、関係団体等が発信するメッセージ等を本部において集約し、広報紙やホームページ等を通じて情報発信する。
- (3) 働き方改革を進めるための認識の共有を図るべく、道内の労働時間の状況、年次有給休暇の取得状況、有効求人倍率等の情報を収集し、全国平均と比較するなどの分析を行う。
- (4) 各種セミナー・会合等あらゆる機会を捉え、働き方改革の取組について周知するとともに、報道機関等を通じた広報に取り組む。

3 働き方の見直しに向けた道内全体における気運の醸成

- (1) 本部を構成する北海道労働局及び北海道の一層の連携はもとより、道内の市町村及び関係団体とも連携を図りながら、道内全体における気運の醸成を図る。
- (2) 上記1, 2の取組を通して道内全体における気運の醸成を図る。

4 その他

- (1) 働き方改革の促進のために、平成19年1月に策定した「北海道ブロック仕事と生活の調和推進プログラム」を活用する。
- (2) 働き方改革を促進するため、企業におけるいわゆる「取組責任者」の配置、地域全体における北海道らしい休暇の設定・活用を含めた提案、合意形成、発信等についても検討する。
- (3) 働き方改革の促進の一環として、これから社会に出て働くことになる若者等に対して、働く際の基本的なルールである労働関係法令の普及啓発に取り組む。



～ 道内企業の働き方改革に取り組んでいます～ 北海道における取組状況について

〔添付資料1の
別添2〕

道内各企業・関係団体等へのお願い

経営トップによる強いリーダーシップの下、働き過ぎ防止のため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等に取り組んでいただき、働き方の見直しを行ってください!!!

取組に当たっての参考事例等

働き方改革に取り組むための参考となる「取組事例」や自社の取組状況診断はこちらをご覧ください。



「働き方・休み方改善ポータルサイト」

無料

働き方・休み方改善コンサルタントのご案内

働き方の見直しに当たって、専門家が無料での相談・助言をさせていただきます。



「働き方・休み方改善コンサルタント」の利用について

道内企業の取組みについて

(株)アルファ技研

働き方改革推進本部



設置要綱
北海道働き方改革のための取組方針

道内における状況



各種統計データ
北海道ブロック仕事と生活の調和推進プログラム

関係団体等の取組状況

北海道 北海道トラック協会

参考資料等

労働基準行政関係リーフレット等一覧
雇用均等行政関係リーフレット等一覧

「働き方改革の推進」に係る 北海道労働局HPの掲載先

北海道労働局HPのトップ画面の

(<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

『「働き方改革」の推進について』のバナーをクリック

又は

URL

http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku02/_120025.html

Press Release

報道関係者 各位

平成 27 年 4 月 20 日 (月)

【照会先】

労働基準局労働条件政策課

課 長 村山 誠

労働条件確保改善対策室長 岡 英範

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5585)

(直通電話) 03(3502)1599

朝型勤務の推進など「夏の生活スタイル変革」に向けた取組を要請しました ～ 厚生労働大臣、経済産業副大臣が日本経済団体連合会会長に要請～

厚生労働省では、大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を立ち上げ、働き方の見直しに向けて、企業が取り組む好事例の収集や紹介、企業トップへの働きかけを全国で進めています。

こうした中、3月27日に内閣総理大臣から、まずは明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの指示がなされました。

このため、これまでの取組をより一層強化し、民間企業において、夏の期間における朝型勤務やフレックスタイム制を活用するなど、企業の実情に応じた取組を行っていただくよう、塩崎厚生労働大臣及び山際経済産業副大臣から日本経済団体連合会会長に要請しました。

1. 日 時 平成 27 年 4 月 20 日 (月) 17:15 ~ 17:30

2. 出席者

- ・ 一般社団法人日本経済団体連合会
榊原会長、久保田事務総長、棕田専務理事
- ・ 塩崎厚生労働大臣、山際経済産業副大臣、
菅原厚生労働大臣補佐官、岡崎労働基準局長

3. 関係資料 厚生労働大臣及び経済産業大臣からの要請文

平成 27 年 4 月 20 日

一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿

「夏の生活スタイル変革」に関する要請書

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっております。

しかしながら、我が国においては、長時間労働により国民が豊かさを実感できていない現状にあります。こうした現状を打破するために、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

こうした中、3月27日に安倍内閣総理大臣から、まずは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの指示がなされました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させるものです。

国家公務員については、率先して朝型勤務を推進するとともに、早期退庁目標を設定するなど、働き方を含めた生活スタイルの変革を図ることとしています。

つきましては、各企業においても、夏の期間において、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革するために、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

厚生労働大臣
塩崎 恭久

経済産業大臣
宮沢 洋一